「福祉・住宅の連携による居住支援に関する調査2」（令和元年7月末時点調査）

問1：高齢者の「住まい」に関する取組みの実態

問1-1 地域包括ケアシステムの要素のひとつに「すまいとすまい方」がありますが、貴自治体では、高齢者の住まいや住まい方に関する実態やニーズをどのように把握されていますか。＜○印いくつでも＞

1. 高齢者（保健）福祉計画等の策定時に実施する調査の項目に含めて把握

2. 既往の統計データの活用　　　　　　　　 　　　　3. 関係部局に照会・情報収集

4. 公営住宅の応募状況等から類推　　　　　 　　　　5. 高齢者からの相談や問合せ等での直接把握

6. 外部専門機関や有識者等からの情報提供･指摘　　　7. 特に把握していない

8. その他（具体的に　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

問1-2 ｢第7期介護保険事業（支援）計画｣や｢高齢者（保健）福祉計画｣に、下記のような高齢者の住まいや居住環境に関する記述はありますか。**記述されている施策に〇をつけてください**。＜○印いくつでも＞

1. 公営住宅の高齢者向け住戸の整備（住宅改善を含む）　2. シルバーハウジングの整備・生活援助員配置

3. 公営住宅における高齢者の入居優遇　　　　　　　　4. 地域優良賃貸住宅（高齢者向）の整備

5. サービス付き高齢者向け住宅の整備・普及･指導等　 6. 有料老人ホームの設置・情報提供・指導等

7. 民間賃貸住宅への入居の支援＊18. その他高齢期の居住に関する相談・情報提供

9. その他（具体的に　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　 10.特になし

＊1 居住支援協議会（低額所得者、高齢者や障がい者等、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、自治体や関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅情報の提供等の支援を実施するもの（住宅セーフティネット法））等による相談対応や賃貸住宅への入居あっせん･情報の提供･家賃等への助成等

問2：高齢者の住まいや居住環境に関する施策における住宅部局等との連携状況

問2-1 令和元年7月末時点に実施中の取組みに○印、検討中のものに△印をつけた上、その実施主体や連携相手について、部課名や機関・団体名などをご記入ください。なお、連携相手については、貴部局が主管（共管）課である等、おわかりの場合のみで結構です（連携がない場合は「なし」）。

※「連携」とは、他の部局・機関等との協議・情報交換､職員の参加､業務の分担や事業の連動､共同事業・運営等を含む。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組み | ①  ○実施  △検討 | ②実施主体名  （部課名、機関･団体名） | ③連携相手（部課名、機関・団体名）  （連携がない場合は「なし」）  ※Web掲載の場合はURLでも可 |
| 1. 住まいに関する相談・情報提供 |  |  |  |
| 2. 民間賃貸住宅への入居に関する情報提供・相談 |  |  |  |
| 3. 民間賃貸住宅入居者の家賃補助､家賃債務保証に関する対応・協議 |  |  |  |
| 4. 居住支援協議会の設置運営・参加 |  |  |  |
| 5. 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業（地域支援事業（任意事業・その他事業）の活用等） |  |  |  |

問2-2高齢福祉政策（居住以外の施策を含む）に関する住宅部局・他機関等との協議を行う体制

①**行政内の住宅関連部局**との協議方法 ＜○印いくつでも＞

会議等名称：

参加部局名：

1. 高齢福祉政策業務を住宅関連部局と一元的に行っている

2. 庁内で定期的に協議する機会がある

3. 庁外で定期的に協議する機会がある

4. 協議するためのルールや窓口を設定している

5. 福祉関連計画の策定委員会等に参加してもらっている

6. 住宅部局等の計画策定委員会に参加している

7. 必要に応じて適宜協議している

8. 特に協議や情報交流は行っていない

9. その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

②**行政外の居住支援活動※を行う**機関・団体等との連携方法　　＜○印いくつでも＞

行政外の参加機関・団体名：

「2.居住支援協議以外」の場合は会議等の名称：

1. 居住支援協議会において情報共有する

2. 上記以外に、定期的に情報共有する機会がある

3. 情報共有・協議するためのルール（協定等）や窓口を設定

4. 必要に応じて適宜、情報共有・協議する

5. 業務の委託等を行っている機関・団体がある

6. 住宅確保が必要な高齢者の相談・対応を委ねることがある

7. 居住支援活動を行う機関・団体からの相談や協力要請がある

8.特に行政以外の居住支援活動を行う機関等との関わりはない

9. その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

※居住支援活動とは、民間賃貸住宅等への入居の支援や入居後の生活支援、または、賃貸契約時の連帯保証問題の解決などのこと。都道府県により「居住支援法人」の指定を受けている機関・団体の活動を含む。

問3：今後の連携に向けた課題

住宅部局や行政外の機関・団体等と連携した高齢者等が住まいを確保するための支援体制づくりが、全国で広がっていますが、それに対するご意見や課題等に関して、自由にご記入ください。

|  |
| --- |
|  |

■自治体名・担当部署・担当者名

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 自治体名 |  | 担当者名 |  |
| 住所 | 〒 | 電話番号  FAX番号 |  |
| 所属部署 |  | E-mail |  |

調査にご協力いただき、ありがとうございました。後日、調査結果をお送りします。